

責任のための/責任としての記憶

: 戦後世代の戦争責任

後藤弘志（広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター長）

「あの戦争」について、私に突き付けられていると感じる問いが二つある。ひとつは、自分があの戦争のさなかにいたら、恥ずべき行為に手を染めないでいらただろうかという問い、もうひとつは、現在の私が「あの戦争」に対して何らかの責任を引き受けるべきだとしたら、それはどのような責任か、そしてその根拠は何か、という問いである。本講演では、〈記憶〉をキーワードとして、後者の問いについて考えてみたい。ただし、この二つの観点結びつく可能性については後述する。ここで「あの戦争」と呼んだのは、1931年9月18日の満州事変開始から日中戦争を経て、広くアジア・太平洋で戦われ、1945年8月15日に敗戦を迎えた戦争を指す。「あの戦争」という表現を用いた理由は、「日中戦争」「太平洋戦争」「15年戦争」「大東亜戦争」などの表現にはそれを用いる人のそれぞれの立場やとらえ方が反映されているからである（木坂 1993、山口 1994、242 以下）。

通常、責任は、だれかが自由に行った（あるいは自由意志によって選択した）行為および行為の結果に対して、その行為者が引き受けるべき義務・不利益・制裁を意味すると考えられている。責任についてのこうした考え方を典型的に表現しているのが、イギリスの啓蒙思想家ジョン・ロック（1632-1704）の〈人格 person〉という概念である。すなわち、人格とは、理性と自己意識を持ち、「私は私である」という自己意識（なかでも過去についての記憶）によって他者から自己を区別し、自己同一性を保っている人間個人である。これによれば、すべての人間が、すべての時点においてこの要件を満たしているわけではなく、この要件を満たした人間個人のみが、自分が行ったという本人の記憶に基づいて、その行為に対する責任を持つ（J. Locke 21694, 2.27.10）。それゆえロックの人格（および人格同一性）論は、〈一人称記憶説〉と呼ばれることが多い。

この立場に対しては次のような批判が投げかけられる。記憶は誤りやすい、記憶と単なる空想との明確な線引きは難しい、本人の記憶があいまいな場合は第三者の記憶に頼るしかない、等々である。しかし、ここで確認しておきたいのは、「自己の行為に対する個人責任」という、ロックに代表される考え方が、近代において成立したものだということである。

自ら行った行為への個人責任という近代的原則が、連座といったような、近代以前の集合的責任実践を駆逐するという歴史社会的意義を持っていたことは疑いない。他方で、現代日本を代表する法学者の一人である瀧川裕英は、この原則からは逸脱する責任実践が現在も

一定の社会的機能を担っているという事実を踏まえ、集合的行為責任、さらには行為者本人から切り離しても成立する責任実践を改めて理論的に位置づけようと試みている。この観点は、戦争という集合的行為への責任、とりわけ戦後世代の戦争責任を考えるうえで重要である。そこで本講演では、瀧川の分析を手掛かりにし、様々な論者の意見を紹介しながら、「あの戦争」に対する私、あるいは〈わたしたち〉の責任のあり方について考えてみたい。ただし集合的な・意志・行為および責任の成立条件という、哲学・倫理学の本来の活動領域については言及しない¹。

戦後まもなく、集合的罪の観点と結びつけてドイツの戦争責任を論じたのは、カール・ヤスパース（1883-1969）の『罪責論』（1946）である。同書は1950年にははやくも邦訳出版され、戦後日本における戦争責任論争において少なからぬ論者がこの文献に言及している²。

ヤスパースは同書で、責任を問われる根拠となる罪概念を以下の四つに分類している。

- ① 刑法上の罪
- ② 政治上の罪
- ③ 道徳上の罪
- ④ 形而上的な罪

刑法上の罪は、法律への違反行為から生じる（審判者は裁判所）。政治上の罪は、国家ないし為政者の行為から生ずる結果に対してすべての国家公民が責めを負うことを意味する（審判者は戦勝国）。道徳上の罪は、個人がなす行為に対し、自己自身の良心を審判者として自らに帰す罪である。形而上的な罪は、他者の殺害を阻止する見込みがない場合にも、それを怠ったことへの責任を問われる点で、道徳的な罪の範囲を越えた次元を指している。審判者は個人の良心ではなく、神である（Jaspers 1967, 19ff. : 邦訳 53-56）³。

ヤスパースはこのうち、個人を越える集団に罪に対する責任を問うことができるのは、政治上の罪だけだと述べている⁴。そして、先の戦争に対して政治的責任を問われる集団として、〈民族〉を挙げている（Jaspers 1967, 28 : 邦訳 71）。ただし、ヤスパースは〈民族〉の虚構性⁵、少なくともその可変性を自覚しており（Jaspers 1967, 67 : 邦訳 153）、より正確には、民族というよりドイツ国民、それも、「そのような政権 [= ナチス政権] がわれわれの国に成立したことを忍従した」主権者としての全ドイツ国民が想定されている。なぜなら、近代国家においては、（棄権という仕方も含めて）選挙権を行使して誰もが政治的に行動しているからである（Jaspers 1967, 46 : 邦訳 105 以下）。ヤスパースがここでドイツ「国籍」（Jaspers 1967, 79 : 邦訳 179）を有する者すべてに課した集合的政治責任が、政権選択という仕方でナチス政権の成立と存続に関与したことに基づくことは明らかである。戦後まもない時期の論考であることを考えれば、この直接的な責任帰属はもっともと言える。

ヤスパースがドイツの戦争責任を負うべき主体として想定しているのは、〈何らかの仕方で実際に戦争に関与する行為の主体だった人たち〉という意味での【戦争世代】である。したがって、【戦後世代】を、〈戦争に関与する行為の主体であったことがない人たち〉と定義する限り、彼らの戦争責任は考察の外に置かれている。また、ヤスパースは集合的責任を政

治的主体としての国民に対してのみ認めている。では、戦後世代には戦争責任を問うことができないのか。それが可能だとした場合、それは集合的責任であり得るか。さらに、集合的責任は政治的文脈で（のみ）可能か、あるいは道徳的次元も関わっているだろうか。

先に挙げた瀧川は、自ら行った行為への個人責任という近代的責任概念には収まり切らず、たとえば家族・学校・会社・近隣関係・国家・民族・人種・性・出生地などによる結びつきに基づく集合的責任を、「個人には有責責任がないにも拘わらず、ある集合体に属するという理由で、個人が負う負担責任」と定義している（瀧川 2003、42）。ここで〈有責責任 Responsibility based on fault or culpability〉とは、規範に違反する行為が行われたという過去の事実に基づいて、行為者本人に対する非難を可能にする責任である。この責任は加害者と被害者との間に成立するという意味で、「関係的」責任である。これに対して〈負担責任 Liability-Responsibility〉は、そのような過去の行為の有無とは切り離して、誰かが負うべき負担・不利益（法的には刑罰・損害賠償など、道徳的・社会的には非難や配慮・辞任・解任など）が現時点で「実体的」に存在することに着目する（瀧川 2003、33-35 および 119）。

負担責任という観点に立って整理すると、次の二つの責任のタイプが区別できる。①過去における規範違反行為の結果として発生する場合と、②過去の違反行為の結果ではないが何らかの果たされるべき現在または将来の課題が存在していることから引き出される場合とである（瀧川 2003、35）。後者の場合、例えば、何らかの属性に基づいて誰かが責任を負うことが求められる。子の養育に関する親の責任、将来世代に対する責務としての環境保護などがその例である（瀧川 2003、18）。瀧川は、ファインバーグ（1968）に依拠しながら、前者の、過去の違反行為に基づく負担責任をさらに、①—1）その行為に対して有責責任を有する者が負担することによって初めて意味を持ち、第三者に転嫁不可能な負担責任と、①—2）第三者に転嫁可能な負担責任に分類している。前者の例は非難や謝罪である（瀧川 2003、44-45）。後者の例としては、過去の違反行為への有責責任を有する行為者が、にもかかわらず負担責任を免れるケースがある。例えば年少者に対して刑罰や損害賠償責任が免除される場合である。その反対に、違反行為への有責責任を持たない第三者が負担責任を引き受けるケースもある。このケースの例として瀧川が挙げているのが、たとえば保険会社による自動車事故の損害補償、国家による被害者の救済、戦争犯罪に対して有責責任を持たない戦後世代の補償責任である（瀧川 1999 および瀧川 2003、39、45）。

では、瀧川は排除したが、戦後世代の戦争責任を①—1）や②に分類する可能性はどうか。②は、負担能力があればだれでも引き受けることが可能なものとして戦後世代の戦争責任を理解する立場である。国家という枠にとられない世界市民という観点がこの立場に最も適合する。私自身は基本的には世界市民主義に与するが、あの戦争に対する戦後世代の責任については、後述するように、この観点だけでは不十分であるように思う。

次に、①—1）の可能性は、戦争世代と戦後世代が、（例えば〈日本民族〉として）人格同一性を持つという仕方でつながっていると想定した場合に成立する。その最も強いバージョンでは、戦後世代も加害者としての集合的記憶に基づき、他者に転嫁不可能な集合的有

責を負うことになる。瀧川は、様々な集合的責任帰属を、近代の責任原則には収まりきらないながらも、これと調和し得るものとして位置づけようとしているため、集団帰属の任意性を集合的責任帰属の条件に組み込んでいる。それゆえ、(現実には困難にせよ) 国籍離脱の自由を持つことが、戦後世代に戦争責任を問うための前提条件をなしており、集団からの離脱の可能性がない〈日本民族〉のような集団への責任帰属は認めていない⁶。このような立場として瀧川が名指しで批判したのが著名な歴史家家永三郎である。家永は戦後世代が戦争世代の「遺した」戦争責任に対して「連帯責任」を負うべき根拠として、「法人として」「連続性」を持つ日本国の国民としての政治的責任にとどまらず、「民族としての日本人」への帰属を挙げ、これに「日本人としての恥ずかしさ」という道徳的次元を結びつけている(家永 1985、309-311)⁷。

家永と類似した論法は、加藤典洋にも見られる。主権国家の間では解決済みと見なされた賠償問題が、冷戦終結の影響を受けて、アジア諸国の被害者個人からの補償要求へとシフトする⁸。加藤の『敗戦後論』(1995)は、こうした時代背景の下、戦後世代が戦争世代と自らを切り離すことによって「人格的に分裂」しているという事態を克服して、「日本国民」という「一個の人格」を回復し、それを通じて「他国に謝罪」する責任主体を確立しなければならないと訴えた(加藤 1995、54-59)。

〈日本民族としての戦争責任〉あるいは〈同一人格としての日本人による謝罪〉という強いバージョン以外にも、戦争世代と戦後世代のなんらかのつながりに依拠して、後者の戦争責任を引き出そうとする試みがある。このつながりを同一人格に近いものとして想定した場合、戦後世代の責任は①—1の負担責任に、第三者に近いものとして把握すれば、①—2の負担責任に接近する。いわばこの中間に戦後世代の戦争責任を位置づけようという試みである。

世代間のつながりに依拠する理論の代表例が相続論である⁹。それは大きく二つの観点に分けられる。親による養育や遺産相続、社会インフラの継承という形での経済的恩恵、および政治文化等の文化的遺産(あるいは心性)の継承である。実は家永も、子孫として出生したことによる血の同一性以外に、出生後の肉体的・精神的成長が、戦争世代の形成した社会の「肉体的・精神的諸条件」のなかでおこなわれたことを論拠として挙げている。たとえ戦後の状況が激変し、また戦後世代が自らの「創造的努力」によってこの条件を改変し新たに獲得した要素がどれほど大きくとも、戦後世代の「心身」は戦争世代の「生理的・社会的遺産」の「相続」に基づいて形成されたというわけである。家永がここで生理的・社会的遺産を重視するのは、通常の意味での遺産相続と異なり、これらを放棄することが不可能であるという理由による(家永 1985、309)。ここには、相続論が戦争責任継承の根拠として想定する主な項目、およびそれが含む問題点が未整理ながら提示されている。

経済的恩恵(裏返せば、被害者の子孫が受けてきた経済的不利益)は、一見すると、文化的遺産より数値化しやすいため、戦争責任の相続の根拠として有力である¹⁰。にもかかわらず、補償量を確定するためには、時間経過を勘案した「系統的・因果的・反実仮想的知識」

を駆使した複雑な計算が必要となる (Sher 1980)。また、不利益が利益を上回っている場合は、論拠として成り立たない¹¹。これに加えて、家永が軽視した創造的努力も無視できない。すなわち、現在の経済的利益(ないし不利益)のどこまでが戦争世代の不正義の結果で、どこからが戦後世代の自由選択の結果かは決めがたく(川瀬 2011、25)、時間が経過するほど自由選択部分の控除割合が増加するという問題がある¹²。戦後 76 年を経た現在、この問題は切実である。こうした問題を孕むため、現代の責任論において、過去の加害行為に対する有責責任の追及から、現にある不利益の是正を重視した負担責任への重点移行が起こるのも納得できる(川瀬 2011、3 以下および 27 以下)。

これに対して政治文化については、数値化が一層困難であるという難点はあるが、自動的に目減りしてしまわない継承の可能性があるため、こちらを重視する論者がいる。川瀬 (2011、15 以下) はこの点に関連して、被害者の子孫への賠償の根拠を、親による経済的恩恵ではなく、社会集団への同一化や愛着に求めた Herstein (2008) の主張を紹介している¹³。他方、戦後世代の集合的責任の根拠を文化の継承に求めた例としては、ハーバーマスにおける「我々の生活形式」という「伝統」への言及を挙げることができる (Habermas et. al. 1987: 247 : 邦訳 200 以下)。ハーバーマスはこのつながりに基づきながら、しかも宿命論に陥ることなく、戦後世代の政治的責任を、「民族全体の良心の痛み」(Habermas 1953, 72 ; 邦訳 98 以下) という形で表出される道徳的次元と結びつけている (三島 1994、136 以下参照)。これは、転嫁不可能な個人の罪と集合的責任とを明確に区分したアーレント (Arendt 1964 : 邦訳 37 以下, Arendt 1968 : 邦訳 195 以下) と対照的である。興味深いのは、同じく理論上は罪と責任とを区別したヤスパースが、あくまでも心理上の結びつけではあれ、ハーバーマスと似た仕方で、「ドイツ民族」の「精神的な条件」という「伝統の繋がりと、それに基づく「罪の分担」意識、「胸の痛む思い」という道徳的次元に言及していることである (Jaspers 1967、60 : 邦訳 138 以下)。

日本の戦争責任論争においても、文化的連続性に依拠する論者がいる。たとえば、伊東は、「自分がもし戦前に生まれていたら間違いなく戦争をしていただろうという思い」から、戦後世代としての〈当事者〉意識を引き出している (伊東 2010、275)。もちろんこのような当事者意識を持ち得るのは、戦争世代の子孫には限らない。そこで伊東はさらに、「無責任の体系」が、「戦後日本の社会構造やメンタリティにも深く巢食って」おり、その意味で、戦争世代と戦後世代は、「ほとんど同一人物」であるとして、ここに戦後世代の集合的な政治的戦争責任を基づけている (伊東 2010、277)。また、大沼は、「脱亜入欧」にもとづく「無限上昇志向」という近代日本を貫通する「基本姿勢」・「思考・行動様式」が今もなお日本人の間に強固に存在すること、かつての武力とは異なる手段によるにせよ、われわれが依然として他民族の人間性に対する侵害者であり続けていることへの気づきから、戦後責任を引き出そうとしている (大沼 1997、124 以下)。これらは、アーレントが批判した「道徳的な共犯関係」(Arendt 1964 : 邦訳 38)、すなわち戦争およびそれを支えた文化についての一人称複数の記憶、そしてその記憶との否定的な評価的同一化を論拠とする立場と呼ぶこ

とができる。

私の見る限り、経済的恩恵であれ、文化の継承であれ、相続の事実に依拠するこれらの戦後責任論は、しかしながら二つの問題を抱えている。一つは、政治的責任の集合的主体である国民と、その根拠として持ち出される相続人とのずれである。国民の税金で補償を行う限り、アイヌの人々、沖縄の人々、さらには戦後日本国籍を取得したかつての被支配国の人たち（さらには新たな事情と状況によるニューカマー）も等しく負担を求められる一方で、相続人でありながら国籍離脱した人たちにはこの負担は生じない。しかもこのことは、かつて日本人としてBC級戦犯となった被支配国の人たちが、その後の国籍はく奪により、補償を求める政治的権利を持たないことと表裏の関係にある（石田 2004、30、伊東 2010、19 以下）。また、文化継承という観点では、戦争世代の子孫でありかつ日本国籍を有しながらも、負の文化の継承とそれに基づく負担を拒む人たち、あるいはまた、あの戦争を支えた政治文化と肯定的に自己同一化するがゆえに、政治的責任を拒否する人たちもいるだろう¹⁴。ここにおいて文化相続論は、国民個々に〈正しい相続〉への自覚を促すという規範性を帯びることになる。

もう一つの問題が、とくに文化相続論に関して、相続人のうちの誰に負担を求め、だれを免除するかを議論する中で露呈する。自覚的であれ無自覚的であれ、またトーンはさまざまであるにせよ、〈国民〉とは区別される何らかの〈ナショナルなもの〉への志向である（斎藤 1999、82 以下）。これは、戦後責任論においては「裏返しになった全体主義国家の責任論」（青山 1999、73）という形をとることがあった。さらには被害国民との自己同一化という迂回路を経ることもある（伊東 2010、77 以下）。この結果、論者が互いをナショナリストとして批判しあうという奇妙な事態が生まれる（別所 1999、118）。民族としての人格同一性の復権を戦後世代の政治的責任の出発点としながらも、「ナショナルな国民」から「開かれた国民」への移行を目指した加藤典洋に対して（加藤 1995、58）、高橋哲哉が痛烈な批判を浴びせて、「血の同一性」や「日本文化」の継承ではなくあくまでも国籍保有者に定位しようとする一方で（高橋 1999、45）、「日本国民の圧倒的多数派を占めてきた「日本民族」系の人々（エスニック・ジャパニーズ）」にこそ政治的責任の負担を求めて（高橋 1999、49）、同じくナショナリストとの批判を浴びることになったのはその一例だろう¹⁵。

もちろん、われわれがウェストファリア条約によって形成された近代主権国家とその国家人格間の交際という枠組みを踏襲する限りで、さらには、近代国家の多くが nation state を範型として成立したことを考慮すれば、民族や文化共同体を戦争責任の継承のための（少なくとも）出発点に定めることは理解可能である。これに対して、あの戦争を支えた政治文化との否定的な同一化を通じて世界市民主義への移行を訴えることは、理念としては容易である。しかし、在日朝鮮人二世である李順愛が代表して述べるように、彼らが突きつけているのは個人ではなく「日本人としての全体責任」である。そもそも、朝鮮人の民族意識の形成を促したのは、先に民族国家を成立させた日本だったのであり、「他の民族意識を刺激しておいて、問題は未解決のまま」、「日本人であること」「日本国民であること」を単なる

「想像の共同体」だとして「知的・観念的に否定」するのは許せないと言う（李順愛 1998、25）¹⁶。むしろ、彼らの訴えに誠実に〈応答 response〉して、「われわれのナショナリズム」を「反省的なもの、他者に対して開かれたもの」（別所 1999、126）にしてゆく必要がある。もちろん、過去の政治文化との一人称的自己同一化とは異なり、第三者による同一化は、前近代的な集団責任実践を想起させる。それにもかかわらず、斎藤が指摘するように、この〈日本人〉という「名指し」の「暴力」を拒めば、他者はますます〈日本人〉という括りを強化するだけだろう（斎藤 1999、88）。

実は、レヴィナスを援用しながら、戦後世代の集合的責任を〈応答可能性 responsibility〉として基礎づけようとしたのは、加藤の〈ナショナリズム〉を批判した高橋である（高橋 1999、30 以下）。そこで最後に、この〈応答としての責任〉という観点を、〈負担としての責任〉という枠組みと改めて突き合わせることによって、戦後世代の責任の取り方について考えてみたい。

不正や加害行為の有無とは切り離して、〈実体的に〉現存する不利益・不公平の是正を目指す負担責任と、加害に対する被害者からの訴えといった人間関係に基づく〈关系的〉応答責任との間には、責任についての考え方の質的な相違がある。上で言及したように、実際の補償額の算定の困難さという問題に直面して、加害行為への責任から結果の是正責任へと責任のあり方についての考え方がシフトしつつある。このことは、近代的主体が AI・ネットワークシステム全体の中に取り込まれ、埋没する現代社会の状況にもマッチしており、責任についてのわれわれの理解に大きな変容をもたらす可能性がある。負担責任として責任を捉えた場合、責任帰属の実践が、抑止・予防・教育・救済などの未来志向的な目的に傾斜した実践として理解されるようになるという利点がある。他方で瀧川が指摘するように、こうした目的が優先された結果、責任を問う者・問われる者に対する態度が、（極端な場合、自分の子供を殺害した犯人は殺したいほど憎いというような）「反応的態度」から「客観的態度」へと変容し、責任実践のうち問責・弁明・謝罪などが付随的意義しか持たなくなるかもしれない（瀧川 2003、119 以下）。このような責任理解が、被害者やその子孫を十分に満足させるものであるとは言いにくい。是正責任のよい例は自動車保険である。あるいは、あの戦争が戦われていた時代の日本やドイツに戦争保険という制度があったことをご存じだろうか¹⁷。現在もテロ保険という商品がある（杉山 2015）。その一方で、自動車事故の加害者の代わりに被害者に謝罪するという保険商品は、少なくとも現時点では存在しない。これについて瀧川は、非難・謝罪・反省は、罪を犯した加害者がなしてこそ意味を持つ転嫁不可能な責任実践であり、赤の他人による謝罪はむしろ被害者への侮辱となることすらあると指摘している（瀧川 1999 および 2003、45）。

瀧川はこのように述べた後で、有責責任を持たない戦後世代を謝罪主体から除外している。赤の他人である戦後世代から謝罪されても、被害者やその子孫は侮辱を感じるだけだろうというわけである。しかしこの点に関して、私は瀧川とは異なる選択肢があると考え。上で述べたような日本民族といった強い自己同一性を前提する立場に立てば、戦後世代に

対して、補償という政治的責任を越えて、謝罪を要求することは理論的に可能である (Miller 2007, 158 : 邦訳 192)。また、完全な同一化 (本人) と完全な差異化 (第三者) との中間領域で、一定程度の文化的連続性を自認する人が、謝罪主体として自らを規定する可能性もある。川瀬 (2011, 28) は、加害者の子孫が物質的賠償にとどまらず、謝罪や和解という形で〈象徴的〉賠償¹⁸を行うことの意義を認め、戦後世代による謝罪の成功条件についての D. ミラーの次のような見解に言及している。それによれば、子孫が祖先とまったく異なる信念や価値観を有している場合、子孫の謝罪は空虚に響く。子孫の謝罪が意義を持つためには、もし加害者の立場にあったら、自分たちも不正に手を染めたかもしれないという意識に基づく祖先との「同一化」が必要である。しかし他方で、謝罪は祖先の不正に対する否定的評価、すなわち「非同一化」を前提しており、祖先との自己同一化が強すぎれば謝罪そのものが不可能になる (Miller 2007, 157ff. : 邦訳 191 以下)。

被害者およびその子孫が、戦争世代との強い自己同一性にに基づく〈本人〉としての謝罪を戦後世代に求めているとしたなら、戦後世代による謝罪を単に象徴的なものとみなすこの立場は、戦後世代を第三者とみなし、謝罪主体としての措定を拒否する立場と同程度の反発を招くかもしれない¹⁹。かくして、本人としての謝罪を求める訴えは限りなく続くことになる。応答責任という責任概念には、とくに戦後世代に対する前近代的集団責任の危険とともに、この終わりなき責任の危惧が付きまとう。その際、加害国の後続世代としての私にできることは、被爆体験証言者として生涯を核廃絶にささげ、2021年4月10日に逝去された故岡田恵美子さん²⁰に倣い、〈被害と加害の重層性〉を意識し続けることだろう²¹。「誰もが罪に関与しているとすれば、結局のところ誰もが裁かれえない」とアーレントは語っている (Arendt 1945, 126 ; 邦訳 172)。〈みんな被害者だし、みんな加害者だった〉という「ニヒリスティックな相対主義」と、その帰結である全面的無責任に陥ることなく (青山 1999, 69)、アジアの被害者およびその後継世代とともに、〈重層的な被害/加害〉の集合的記憶を紡ぐことこそ、戦争責任の継承と未来志向的な平和構築の構成条件であり、それゆえ、それ自体がこの責任の一部をなしているのだと思う。

注

- ¹ 近年は、近代以前の責任実践よりもさらにさかのぼって、能動態か受動態かという対立図式以前の中動態に着目し、〈主体〉や〈行為〉という概念の発生を探る興味深い言語哲学的研究もおこなわれているが、ここでは割愛する。例えば、中動態に着目して、明確に自由か否か、100%責任ありか否かを決することができないという事態を理論的に位置づけることを試みた國分功一郎『中動態の世界：意志と責任の考古学』(医学書院、2017)を参照されたい。
- ² 荒井は、1950年代後半の戦争責任論争において、多くの論者がヤスパースの『責罪論』を引照していると指摘し、その理由を、被害者意識が先行していた日本国民が、ちょうどこの時代に自己を政治主体として確立する方法として選んだ「内発的な戦争責任論」が、ヤスパースの形而上的罪概念と共鳴したことに求めている (荒井 2005, 200 以

- 下)。戦後日本における戦争責任論の流れについては同書および石田雄（2000）、戦後日本における戦争観の変遷については吉田裕（1995）、また、ドイツと日本の戦争責任論の比較については粟屋憲太郎ほか（1994）を参照。
- 3 ヤスパーズは同じ箇所、道徳的罪の審判者として、自己の良心と並んで「友人や身近な人との、すなわち愛情を持ち私の魂に関心を抱く同じ人間との精神的な交流」を挙げて、個人の責任領域である道徳的次元に隣人の視点を持ち込んでいる。このことは、カント倫理学では不可能であると同時に、カントとは異なってヤスパーズが道徳的次元にとどまらず形而上的次元を必要とした理由ともなっているように思われる。
 - 4 ヤスパーズ自身は厳密には集団的罪には分類していないが、あの戦争における集団的刑事犯罪を論じている箇所がある。ヤスパーズは、必ずしもすべてのドイツ人が刑事犯罪のゆえをもって処罰されなければならないわけではなく、ナチズム的な活動をした罪の贖いをしなければならないのはむしろ少数のドイツ人だと述べている（Jaspers 1967, 55f. : 邦訳 127）。そして、ニュルンベルク国際軍事裁判で平和に対する犯罪・戦争犯罪・人道に対する犯罪への責任を問われたのは、これら犯罪の共同計画または謀議の立案または遂行に関与した首謀者、組織、教唆者および参加者であり、彼らは、彼らのうちの誰かが犯したすべての行為に対して、その関与度による相違はあれ、この犯罪集団に帰属しているというだけで共同の責任があるとしている（Jaspers 1967, 26f. sowie 37 : 邦訳 67 以下および 88）。しかしここではこの問題にこれ以上踏み込まない。
 - 5 ヤスパーズは、「虚構を用いてものごとを考える集団的な考え方に反対する。すべて現実的な変化は個人個人を通して行なわれ、個人のうちに、多数の個人のうちに現われる」と述べて、最終的にはその実存主義者としての立場を堅持している（Jaspers 1967, 78 : 邦訳 175）。
 - 6 この点は、任意でない集団帰属によって政治的責任を基礎づけようとするアーレントと対照的である。ただしアーレントは、特定の政治共同体からの離脱を否定しているわけではない。アーレントが、だれ一人として政治的責任を逃れることはできないと述べるときに否定しているのは、難民などを除き、かならずいづれかの国家に属するしかないという意味での国際的政治システムからの離脱の可能性である（Arendt 1968, 149f. : 邦訳 197 以下）。
 - 7 家永の戦争責任論は、ただし、戦争責任論争の歴史において重要な意味を持っていた。石田によれば、戦後、東京裁判などを通じて占領軍によって制度的に作られ、そして、日本人の多くが加害責任を一部の人々に押し付けて自らは被害者として位置付けてきた時期の戦争責任意識を見直し、自らの戦争責任を反省するという 1950 年代後半の動きを背景としていた（石田 2004, 175 以下）。つまり、家永の戦争責任論は、ヤスパーズの戦争責任論への共感を生み出したのと同じ時代背景を持っていたのである。
 - 8 石田によれば、冷戦終結とともに、アメリカが反共権威主義政権を支援する必要がなくなったことによってアジア諸国の民主化が進み、日本の経済援助に配慮して黙っていた声が表面化した（石田 2004, 198 以下）。
 - 9 以下、相続論に関する本稿の叙述は、その多くを川瀬（2011）による詳細な論説に依拠している。
 - 10 戦後世代の補償責任の根拠を揺るがす論点として、被害者の後続世代の「非同一性問題」がある。子供がこの世に生を受ける前に親が受けた過去の不正が行われなければ、その子供が生まれ出ることもしなかったかもしれない。その場合、今とは違ったどのような境遇にあったかを語ることに意味がなくなる。子供は過去の不正から不利益を被っておらず、それどころか、生まれたことは生まれなかったことより善であるから、それを是正する権限がない、あるいは少なくとも軽減されるという論点である。Sher（1980）

はこれに対して、親が被った不正が是正されなかったことによって、子供が新たな不利益を被っているという「不正の連鎖」論によって、過去の不正との間接的つながりを保持しながら、非同一性問題を回避しようと試みている。

¹¹ 瀧川（1999）参照。Cohen（2009）は、「不正の連鎖」論が成り立つための条件として、子供の養育という親の自然的義務を挙げている。その一方で、子供の福祉が、この義務にかなう水準を越えている場合には、請求権が消滅する可能性を認めている。

¹² Sher（2005）は、本人の努力による状況改善という側面だけでなく、本人の不作為による結果という側面にも言及している。そして、権利という概念を用いて、回復されるべき権利を、不利益を生み出した行為がなかった場合に獲得できたかもしれないすべての権利ではなく、これらの権利を得るための基本的な機会に対する権利へと限定している。そして、世代を経るごとに、移転可能な権利がさらに低減していくと結論付けている。

また、Levin（1984）は、財に替えて能力に着目し、能力形成プロセスの複雑さと人格のアイデンティティとの強い結びつきから、過去の不正がなければ獲得できていたかもしれない能力、さらにはその能力によって獲得できたかもしれないものの算定の困難さを指摘している。

¹³ Herstein（2008）は、不正による不利益の遅延および連鎖の中断というケースでは「不正の連鎖」論が有効でなくなること、過去の歴史的不正とのつながりを単に間接的なものとしている限り、歴史的不正（を行った人）に対して、後続世代は謝罪、象徴的ジェスチャー、和解、真実を語ることといった形での救済策を要求できないという点で「不正の連鎖」論が直感に反していることを指摘している。そのうえで、歴史的正義の主張が、ほとんどの場合、不当な扱いを受けた集団や個人の子孫である集団のメンバーによって行われるという事実を踏まえて、後続世代が歴史的不正の是正を直接要求する根拠として、集団の持続的同一性、すなわち先祖である被害者とその後続世代との共同体的絆を挙げている。さらには、歴史的不正がこのような共同体的アイデンティティを形成する働きも持つと指摘している。また、この共同体的アイデンティティという視座は、個人レベルでの非同一性問題を集団レベルで回避できる、あるいは、個人レベルではむしろ利益を得ている場合にも集団としては不利益の是正を要求できるという利点も持つ。被害者の後続世代のアイデンティティと加害者の後続世代のアイデンティティとの連関については、後述する。

¹⁴ これとは反対に、個人は共同体の過去に「誇り」を持っている場合に限って責任を負うとする「誇り論」とそれに対する批判については、瀧川（1999）を参照。

¹⁵ このすぐあとで言及する李順愛（1998）が紹介している、高澤秀次「『歴史主体』論争をめぐる対話」（『発言者 44』、1997-12、58-62）による高橋批判がその例である。なお、加藤の『敗戦後論』に発する一連の戦後責任論争の秀逸な分析として、伊東（2010）を参照。

¹⁶ 酒井直樹はその著『死産される日本語・日本人』（講談社学術文庫、2015）において、近代国家・国民・国語が成立する過程において、いわば玉突き原理によって〈日本国〉〈日本国民〉〈日本語〉が同時発生的に生じたと論じている。この観点は、先行する欧米の近代化、あるいは歴史的必然性への責任転嫁として受け止めるべきではなかろう。

¹⁷ 船舶戦争損害保険の歴史、免責要件等の変遷については Vicente（1995）を参照。「戦争保険」（物損）および「戦争死亡傷害保険」（人損）を二つの柱として導入され、戦況の悪化と敗戦とによるインフレの激化のために、瞬く間に灰燼に帰してしまった日本の戦争保険をめぐる顛末については、社団法人生命保険協会編集・発行（1971）：『昭和生命保険史料 第四巻 戦争期（2）』を参照。

- ¹⁸ もちろん、象徴的謝罪がまさに象徴としての意味を持つのは、たとえば1995年8月に村山富市総理大臣が〈戦後50周年の終戦記念日にあたって〉と題する声明を、閣議決定をへたうえで発表した、いわゆる村山談話のようなケースである。
- ¹⁹ Herstein (2008) は、「不正の連鎖」論では、被害者の後続世代は歴史的不正とは間接的関係しか持たないため、加害者の後続世代は、歴史的不正そのものへの謝罪ではなく、その不正の結果である不利益を是正しなかったことに対する謝罪しかできないことになり、そのような謝罪は空虚に響くだろうと述べている。戦争世代との部分的自己同一性に基づく謝罪も、その間接性ゆえに、被害者の子孫、加害者の子孫双方にもどかしさがぬぐえない。
- ²⁰ 岡田恵美子さんは、2017年に核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) がノーベル平和賞を受賞した際、その授賞式に被爆者代表として招かれた被爆証言者である。広島大学文学部では、1年生を対象に、毎年岡田さんによる被爆体験講話を行っていただいていた。
- ²¹ 荒井によれば、日本の戦争における〈被害と加害の重層性〉を問うという構図、すなわち日本の原爆被害に対してパール・ハーバーやアジアにおける加害の事実を対置するというパターンは、原爆投下直後から主張されていた。1970年代の後半以降、反核運動の世界的高揚の中で核兵器の抑止力としての妥当性に疑いが向けられた際、原爆投下によって救われた人命数を誇張して示して対抗する議論もあった。さらに、スミソニアン航空宇宙博物館の原爆投下に関する展示計画においては、原爆による日本側の被害が強調されすぎているとの不満が沸き上がり、博物館側も南京虐殺事件や日本軍の捕虜虐待などについても展示に加えることを検討していたが、1995年に中止に追い込まれるに至った (荒井 2005、215 以下)。
- このように政治的に利用された〈被害と加害の重層性〉とは異なる展開として、石田は、被害者意識から脱して戦争責任の主体としての自覚が芽生えた1950年代後半に続く1960年代半ばから1970年代前半までに、ベトナム戦争において日本の基地が利用されるという形で、自らが加害者の立場にあることへの意識が芽生えたという背景を紹介している (石田 2004、182)。

文献一覧

〈洋文献〉 (著者アルファベット順)

- Arendt, Hannah (1945): *Organized Guilt and Universal Responsibility*. In: Jerome Kohn (ed.): *Essays in Understanding : 1930-1954*, 1994, pp. 121-132. (初出 : *Jewish Frontier*, No. 12, 1945, Original Title = *German Guilt*) [「組織的な罪と普遍的な責任」、斎藤ほか訳『アーレント政治思想集成1 : 組織的な罪と政治的な責任』、みすず書房、2002年]
- Arendt, Hannah (1964): *Collective Responsibility*. In: Jerome Kohn (ed.): *Responsibility and Judgement*. New York: Schocken Books, 2003, pp. 17-48. [「独裁体制のもとでの個人の責任」ハンナ・アレント (ジェローム・コーン編・中山元訳)『責任と判断』、筑摩書房、2007年]
- Arendt, Hannah (1968): *Personal Responsibility Under Dictatorship*. In: Jerome Kohn (ed.): *Responsibility and Judgement*. New York: Schocken Books, 2003, pp. 147-158. [「集団責任」ハンナ・アレント (ジェローム・コーン編・中山元訳)『責任と判断』、筑摩書房、2007年]
- Cohen, Andrew (2009): *Compensation for Historic Injustices - Completing the Boxill and Sher Argument*. In: *Philosophy & Public Affairs* 37 (1), Winter 2009, pp. 81-102.

- Feinberg, Joel (1968): Collective Responsibility. In: *The Journal of Philosophy* 65 (21), pp. 674-688.
- Habermas, Jürgen (1953): Mit Heidegger gegen Heidegger denken: Zur Veröffentlichung von Vorlesungen aus dem Jahre 1935, in «Frankfurt Allgemeine Zeitung», 25.7.1953. Jetzt in: Jürgen Habermas (1981, 1971): *Philosophisch-politische Profile*. Frankfurt a. M.: Suhrkamp, pp. 65-72. [J・ハーバーマス (小牧治・村上隆夫訳) 『哲学的・政治的プロフィール：現代ヨーロッパの哲学者たち (上)』、未來社、1984年]
- Herstein, Ori (2008): Historic Justice and the Non-Identity Problem: The Limitations of the Subsequent-Wrong Solution and Toward a New Solution. In: *Law and Philosophy* 27, 2008, pp. 505-507.
- Jaspers, Karl (1967): *Die Schuldfrage. Von der politischen Haftung Deutschlands*. München, 3. Aufl. 2019. [カール・ヤスパース (橋本文夫訳) 『われわれの戦争責任について』、筑摩書房、2015年]
- Levin, Michael E. (1980): Reverse Discrimination, Shackled Runners, and Personal Identity. In: *Philosophical Studies* 37-2, pp. 139-149.
- Locke, John (1694): *An Essay concerning Human Understanding*. In: *THE WORKS OF JOHN LOCKE, IN NINE VOLUMES, VOLUME I*, LONDON, PRINTED FOR T. LONGMAN and Others, 1794.
- Miller, David (2007): *National Responsibility and Global Justice*. 2007, Oxford: Oxford UP. [デイヴィッド・ミラー著 (富沢克ほか訳) 『国際正義とは何か：グローバル化とネーションとしての責任』、風行社、2011年]
- Sher, George (1981): Ancient Wrongs and Modern Rights. In: *Philosophy of Public Affairs* 10, 1981, pp. 3-17.
- Vicente, Carmen (1995): War Risk Insurance. In: *Revue Juridique NEPTUNUS* 1.4., Winter/hiver, pp. 1-19.

〈和文献〉(著者 50音順)

- 青山治城 (1999)：「戦争と責任」、安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編：『戦争責任と「われわれ」：「歴史主体」論争」をめぐって』、ナカニシヤ出版
- 安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編 (1999)：『戦争責任と「われわれ」：「歴史主体」論争」をめぐって』、ナカニシヤ出版
- 栗屋憲太郎・田中宏・三嶋憲一・広瀬清吾・望田幸男・山口定 (1994)：『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』、朝日新聞社 (朝日選書)
- 木坂順一郎 (1993)：「アジア・太平洋戦争の呼称と性格」、『竜谷法学 25 (4)』、pp. 386-434
- 家永三郎 (1985)：『戦争責任』、岩波書店
- 石田雄 (2000)：『記憶と忘却の政治学：同化政策・戦争責任・集合的記憶』、明石書店
- 李順愛 (1998)『戦後世代の戦争責任論：「敗戦後論」をめぐって』、岩波ブックレット 467
- 伊東祐吏 (2010)：『戦後論：日本人に戦争をした「当事者意識」はあるのか』、平凡社
- 大沼保昭 (1997)：『東京裁判から戦後責任の思想へ』、東信堂
- 加藤典洋 (1995)：『敗戦後論』、筑摩書房 (ちくま文庫、2015)
- 川瀬貴之 (2011)：「〈論説〉国民国家の集团的責任と過去の不正義の補償」、『千葉大学法学論集 26 (3)』
- 國分功一郎 (2017)：『中動態の世界：意志と責任の考古学』、医学書院
- 斎藤純一 (1999)：「2 政治的責任の二つの位相」、安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編：『戦争責任と「われわれ」：「歴史主体」論争」をめぐって』、ナカニシヤ出版
- 酒井直樹 (2015)：『死産される日本語・日本人』、講談社学術文庫
- 社団法人生命保険協会編集・発行 (1971)：『昭和生命保険史料 第四巻 戦争期 (2)』

- 杉山優紀 (2015) : 「米国テロリズム保険制度の動向 - SOMPO 未来研究所」、『損保ジャパン日本興亜総研レポート 66』、pp. 2-20.
- 高橋哲哉 (1999) : 『戦後責任論』、講談社
- 瀧川裕英 (1999) : 「個人自己責任の原則と集合的責任」、井上・嶋津・松浦編『法の臨界 III 法実践への提言』、東京大学出版会
- 瀧川裕英 (2003) : 『責任の意味と制度：負担から応答へ』、勁草書房
- 別所良美 (1999) : 「4 「日本人として」謝罪する論理」、安彦一恵・魚住洋一・中岡成文編：『戦争責任と「われわれ」：「歴史主体」論争」をめぐって』、ナカニシヤ出版
- 三嶋憲一 (1994) : 「第三章 ドイツ知識人の果たした役割」、栗屋憲太郎・田中宏・三嶋憲一・広瀬清吾・望田幸男・山口定『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』、朝日新聞社（朝日選書）
- 山口定 (1994) : 「終章 二つの現代史—歴史の新たな転換点に立って」、栗屋憲太郎・田中宏・三嶋憲一・広瀬清吾・望田幸男・山口定『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』、朝日新聞社（朝日選書）
- 吉田裕 (1995) : 『日本人の戦争観：戦後史のなかの変容』、岩波書店

○本研究は JSPS 科研費 JP19K00007 の助成を受けたものです。

『ぷらくしす』23号に関するお詫び

本書21ページにおきまして下記の通り誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

<正誤表>

p.21 11行目

【誤】 Liability-Responsibility

【正】 Burden Responsibility

今後とも『ぷらくしす』をよろしくお願ひ申し上げます。

広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター